

みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱

令和5年3月31日
告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、生涯スポーツの振興を図るため、スポーツにおける関東大会、全国大会等(以下「スポーツ大会」という。)に出場する個人又は団体に対し、みどり市スポーツ大会出場激励金(以下「激励金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(令8告示4・一部改正)

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となるスポーツ大会(以下「交付対象大会」という。)は、予選会若しくは選考会又は推薦若しくは選考基準を満たすことにより出場権を得た次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、その参加資格が極めて限定されるスポーツ大会の出場権を得た場合にあっては、激励金の交付の対象としない。

(1) 関東大会(北関東大会、東日本大会及びこれらに準ずる大会を含む。第4条において同じ。)

(2) 全国大会

(3) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の3か国以上の国が参加する国際大会

(令8告示4・全改)

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、交付対象大会に出場する者であって、次のいずれかに該当するもののうち、市から激励金以外の財政的援助を受けていないものとする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に活動拠点を有し、かつ、その所在地が市内にある団体

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次の表の左欄に掲げるスポーツ大会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

スポーツ大会の区分	激励金の額	
	個人	団体
関東大会	5,000円	市内に住所を有する出場者数に5,000円を乗じて得た額
全国大会	1万円	市内に住所を有する出場者数に1万円を乗じて得た額
オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会	10万円	市内に住所を有する出場者数に10万円を乗じて

会		得た額
その他国際大会	3万円	市内に住所を有する出場者数に3万円を乗じて得た額

(令8告示4・一部改正)

(交付の申請)

第5条 交付対象者は、激励金の交付を受けようとするときは、交付対象大会の開催日(開催日が2日以上ある場合には、その初日)の前日までに、みどり市スポーツ大会出場激励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) スポーツ大会開催要綱又はこれに代わる書類
- (2) スポーツ大会に出場することを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、個人の場合にあっては当該者(その者が児童又は生徒である場合には、その保護者)、団体の場合にあってはその代表者が行うものとする。

(令8告示4・一部改正)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、みどり市スポーツ大会出場激励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付対象者は、交付対象大会の終了後1月以内に、みどり市スポーツ大会出場激励金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 出場者名簿
- (2) スポーツ大会の結果が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令8告示4・一部改正)

(激励金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、激励金の額を確定し、みどり市スポーツ大会出場激励金確定通知書(様式第4号)により、交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により激励金の額を確定したときは、交付対象者に激励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した激励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により激励金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、みどり市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示(令和 5 年みどり市教育委員会告示第 2 号)の規定による廃止前のみどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱(令和 3 年みどり市教育委員会告示第 1 号)の規定によりみどり市教育委員会がした処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和 8 年 1 月 21 日告示第 4 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 1 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のみどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により提出されている書類は、改正後のみどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱の規定により提出されたものとみなす。

様式第 1 号(規格 A4)(第 5 条関係)
(令 8 告示 4・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は所在地
(代表者)氏名
電話番号
団体名

みどり市スポーツ大会出場激励金交付申請書

みどり市スポーツ大会出場激励金の交付を受けたいので、みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

スポーツ大会	名称	
	区分	関東大会 ・ 全国大会 ・ オリンピック競技大会等
会場	開催地：	
	会場名：	
開催期日	年 月 日() ～ 年 月 日()	
出場者数		
出場者名		
添付書類	(1) スポーツ大会開催要綱又はこれに代わる書類 (2) スポーツ大会に出場することを証明する書類 (3) 市長が必要と認める書類	

様式第 2 号(規格 A4)(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

様

みどり市長



みどり市スポーツ大会出場激励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、みどり市スポーツ大会出場激励金について、みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

激励金交付決定額

円

様式第3号(規格 A4)(第7条関係)
(令8告示4・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は所在地
(代表者)氏名
電話番号
団体名

みどり市スポーツ大会出場激励金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市スポーツ大会出場激励金について、みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

スポーツ大会	名称	
	区分	関東大会 ・ 全国大会 ・ オリンピック競技大会等
会場	開催地：	
	会場名：	
開催期日	年 月 日() ～ 年 月 日()	
出場者数		
出場者名		
添付書類	(1) 出場者名簿 (2) スポーツ大会の結果が分かる書類 (3) 市長が必要と認める書類	

様式第 4 号(規格 A4)(第 8 条関係)

第 年 月 日
号

様

みどり市長



みどり市スポーツ大会出場激励金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市スポーツ大会出場激励金について、激励金の額を確定したので、みどり市スポーツ大会出場激励金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

激励金確定額

円